

<厚生労働省委託事業>

職場の受動喫煙防止対策説明会開催のお知らせ

**今日、受動喫煙が社会的問題に！
職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務化へ**

26年6月25日に『労働安全衛生法の一部を改正する法律』が公布され、事業者の「受動喫煙防止措置の努力義務」が平成27年6月1日から施行されました。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して、助成金等の支援事業を実施しています。

この度、その支援事業の一環として、「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者・人事労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方の「説明会」を下記の予定で開催することとしましたので、ふるって御参加頂きますよう、ご案内申し上げます。

◆日 時◆

平成28年

11月15日(火)
14:00~16:00

◆講 師◆

長野労働局健康安全課 担 当 官
労働衛生コンサルタント 杉崎 勝明 氏

◆会 場

松本市大字神林字小坂道 7109-55
松本臨空工業団地内

長野県労働基準協会連合会

松本安全衛生センター (☎ 0263-40-4411)

◆主な説明内容◆

- 1 受動喫煙による健康への有害性
- 2 受動喫煙防止対策の現状と今後の展望
- 3 職場における受動喫煙防止対策の進め方
- 4 受動喫煙防止対策に関する支援制度
- 5 受動喫煙防止対策助成金

◆定 員◆ 100名

◆受講料◆ 無 料

説明会後、受動喫煙防止対策の相談もお受けします。

◆主 催◆ 日本労働安全衛生コンサルタント会 長野支部

◆後 援◆

厚生労働省・長野労働局・松本商工会議所

◆申込方法◆

下記の申込書に記入の上、10月31日までに、郵送またはFAXにてお申込み下さい。

尚、定員になり次第、締切とさせていただきます。

◆お問い合わせ・申込先◆

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 長野支部(大宝労務安全研究所内)

〒380-0935 長野市中御所 1-24-4 裾花第2ビル 1F

TEL 026-226-5775 FAX 026-226-5823 mail:taihou-room@axel.ocn.ne.jp

----- 切り取り線 -----

職場の受動喫煙防止対策説明会 参加申込書

事業所名		参 加 者 名	
住 所			
業 種			
T E L			